

知内町行政改革推進計画 (集中改革プラン)

改正沿革

1) 平成 19 年 3 月

- 大項目 8 「中期経営計画」策定年度を修正
- 大項目 9 集中改革プラン推進体制を追加

2) 平成 20 年 3 月

- 大項目 4 職員の定員管理及び給与等の適正化について 中
年度別適正化計画(表)の数値を改訂

知 内 町

計画策定にあたって

本町においては、昭和60年から行政改革に着手して以来、健全なる財政運営を目指し行政改革に取り組んできたところであります。しかしながら、長引く景気の低迷による税収の落ち込みや国が進める三位一体改革の影響を受け、地方交付税及び国庫補助金の大幅な削減により、財政力はますます厳しさを増していることから、今後の自主財源の確保と行政各分野にわたる更なる歳出の削減・見直しを図る必要があります。

このような社会経済情勢の変化等を踏まえて充実したサービスを住民に提供していくとともに、引き続き効率的な行政の推進を図るため、平成17年に「知内町新行政改革大綱」を策定しました。同大綱を実現するために「知内町行政改革推進計画（集中改革プラン）」を策定し、引き続き効率的な行政の推進を図ります。

実施計画期間

平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

重点推進事項

「知内町新行政改革大綱」を基本として、次の項目を重点に改革を推進していきます。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 組織・機構の見直し
- (3) 民間委託等の推進について
- (4) 職員の定員管理及び給与等の適正化について
- (5) 補助金等の整理合理化について
- (6) 自主財源の確保対策について
- (7) 第三セクターの見直しについて
- (8) 地方公営企業の経営健全化について

推進項目

1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、より効率的かつ効果的な事務執行を行うため、受益と負担の公平性の確保、経費負担のあり方、費用対効果を分析するなど、一層の事務事業の整理合理化を推進します。

(1) 事務事業の整理合理化

新たな行政課題やニーズの変化に的確に対応しているか、事業の必要性や効果についての評価を行い、整理合理化の検討を進めます。

町が住民サービスの一環として約30の外部団体の事務等を所管していること

から、活動主体による自主運営等の可能性についての検証を行い、活動主体による活動を支援します。

公営住宅建替え事業の実施にあたっては、町内の民間事業者のアパート等の供給状況や低額所得者の住宅不足等の住宅事情を調査するとともに、供給を行う場合は借上げ・買取り手法についても検討します。

教員住宅購入にあたっては、借上げ・買取り手法についても検討します。

(2) 住民サービスの向上

窓口での各種申請事務手続きの簡素化、迅速化等を図るためのシステムの構築及び窓口環境（既存施設）の改善によるサービスの向上に努めます。

(3) 電子自治体の構築と適正な情報管理

電子自治体の推進については、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、整備済みの住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワークなどの利活用に取り組み住民サービスの向上を図るとともに、業務改革を進めます。

2 組織・機構の見直し

多様化する住民ニーズや社会経済情勢の変化に対応できる施策を総合的・機能的に実施するため、既存の組織・機構にとらわれることなく、簡素で効率的かつ創造的な組織・機構の体制づくりを行います。

(1) 住民ニーズへ迅速に対応するための行政組織の見直しについては、職員個々の責任と権限を明確にし、更に町の施策、事務・事業を効果的かつ効率的に処理するための体制を確立します。

公営企業の集中管理（上水道・下水道・農業集落排水）

産業経済部門担当窓口の一本化

予算・人事管理等の総務管理業務や計画策定等の企画関連業務など同一又は類似の事務の統合集約化

(2) 少子化の進展に伴う、児童・生徒の減少が見込まれることから、健全な保育・教育環境を確保する観点からも、将来の町内各小学校の統合についての検討を進めます。

また、保育所・保育園・幼稚園の運営についても検討を進めます。

3 民間委託等の推進について

本町ではこれまでに、給食センター調理員業務外 10 業務（委託業務内容は次のとおり）について、その一部又は全部の民間委託を実施し、民間活力を活用した効率的効果的な行政運営に努めてきました。

今後においても、行政としての責任を明確にした中で、行政サービスの向上と効率的かつ効果的な事務事業を推進するため、民間の持つ専門的知識や技術力等を今後も積極的に活用します。

（これまでに取り組んできた民間委託業務）

給食センター調理員業務、学校等公務補業務、公用車運転業務、スクールバス運転業務、健康保養センター（こもれび温泉）運営管理、青少年交流センター運営管理、町営スキー場リフト運行業務、下水道処理施設維持管理（2 箇所）、物産館運営管理、ダム運転操作管理、公園環境整備業務（4 箇所）計 11 業務

- (1) 事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から総点検を実施するとともに個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意します。
- (2) 指定管理者制度の条例制定を進め、すべての公の施設についての管理のあり方について検証します。
- (3) 各町内会館等の施設運営管理について、各町内会と維持管理経費の節減のため協議を進めます。

4 職員の定員管理及び給与等の適正化について

定員管理については、社会経済情勢の変化等により新たな行政需要による事務量の増加も見込まれるが、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直し、適正な組織体制・人事配置となるよう計画的な組織の合理化、定員管理に努めるものとしします。

また、職員給与については、職員の生活基盤であり、人事管理上極めて重要であることから、今後も国に準じた給与水準を確保するものとしします。

- (1) 将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について分析を行い、過去の純減実績（5 年間）を基本とした定員適正化計画を策定します。

職員の定員適正化計画に係る数値目標（H20.3 月改訂）

平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数 98 人に対し、平成 22 年 4 月 1 日の職員数を 91 人とし、7 人（7.1%）の削減を図ります。

年度別適正化計画

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
職員数(人)4月1日現在	98	98	96	96	93	91	
減員(人) A	1	4	2	3	2		12
増員(人) B	1	2	2	0	0		5
差引(人) C = B - A	0	2	0	3	2		7
削減率 (%)		2.0	0	3.1	2.0	0	
累計削減率 (%)		2.0	2.0	5.1	7.1	7.1	

(注) 1 減員は、各年4月1日から翌年3月31日までの間に退職する見込みの人数(定年退職予定者のみ計上)

2 増員は、各年4月2日から翌年4月1日までの間に採用する見込みの人数

(2) 特別職の配置については、今後の地方自治法の改正も見込まれることから、職員の定員管理と合せ適切に措置するものとします。

(3) コスト意識や改革意識など職員の意識改革を進めるため、これまで以上に職員研修を積極的に推進します。

(4) 職員給与については、人事院勧告に準じた措置とします。

(5) 特殊勤務手当等の諸手当については、制度の趣旨等を再検証し見直しを図ります。

5 補助金等の整理合理化について

各種団体等に対する補助金等については、引き続き行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、時限措置の設定や補助基準を見直すなど積極的に整理合理化を推進していきます。

(1) 事業の目的、機能、対象などが、他の団体と重複または類似するものを検証し整理合理化を進めます。

(2) ふるさと創生事業、文化スポーツ振興事業等の補助基準・補助率の見直しを図ります。

(3) 町単独補助事業についての公益性や必要性、効果について早急に検証し、時限措置等の措置を講じます。

6 自主財源の確保対策について

町民の視点に立った質の高いサービスを提供するためには、町税の収入確保が不可欠であることから、徴収対策の強化による徴収率の向上及び課税自主権の活用に

よる新たな財源の確保を図るとともに、使用料、手数料等については、受益者負担の原則により受益と負担の公平性の確保を図るなど、自主財源の確保に努めます。

- (1) 町税の徴収率の一層の向上に努めます。
- (2) 住宅使用料等の徴収対策の強化及び受益者負担の公平性を確保するための公共料金の見直しを検討します。

7 第三セクターの見直しについて

当町には25%以上の出資法人は2法人ありますが、第三セクターについては公の施設を管理委託する指定管理者制度の導入を踏まえ、あらためて法人のあり方を見直し更なる経営改革に積極的に取り組み健全な運営の確保に努めます。

- (1) 委員会等による点検評価体制の充実・強化を図ります。
- (2) 事業内容、経営状況、公的支援等について、適宜適切な議会への状況説明を行い、住民に対する積極的かつ解り易い情報公開に努めます。
- (3) 既存法人の給与及び役職員数の見直しや組織機構のスリム化等について積極的に取り組みます。

8 地方公営企業の健全化について

当町の公営企業は、水道事業と下水道事業の2事業であり、これまでも浄水場管理、検査や下水道処理場などで民間委託が可能な業務の委託化を進め、経営の健全化を図ってきたところであります。

集中改革プランについては、地方公営企業の経営の総点検に基づく「中期経営計画」を平成18年度において作成を検討しているところであり平成19年度において策定することとし（H19.3 文言修正）作成にあたっては次の項目を重点事項として経営の総点検を行い、更なる経営健全化に向け積極的に取り組んでいきます。

(1) 事務事業及び組織・機構の見直しについて

限られた財源の中で、より効率的かつ効果的な事務執行を行うため、受益と負担の公平性の確保、経費負担のあり方、費用対効果を分析し、一層の事務事業の整理合理化を推進します。

また、簡素で効率的な組織・機構の体制づくりを行うため、平成21年度までの計画期間内に水道事業と下水道事業の組織の統合を検討し、定数の抑制に向け組織体制の見直しを図ります。

(2) 民間委託等の推進について

これまでも施設の管理業務などで民間委託が可能な業務の委託化を進めてきましたが、現在の直営業務の適宜見直しを図り、更なる業務委託の可能性を検討します。

(3) 定員管理及び給与等の適正化について

定員・給与の適正化については、給与水準の見直しや諸手当の是正・削減について、一般行政職員に準じて職員間の均衡に留意し、引き続き適正化に努めます。

(4) 経費節減等の財源効果について

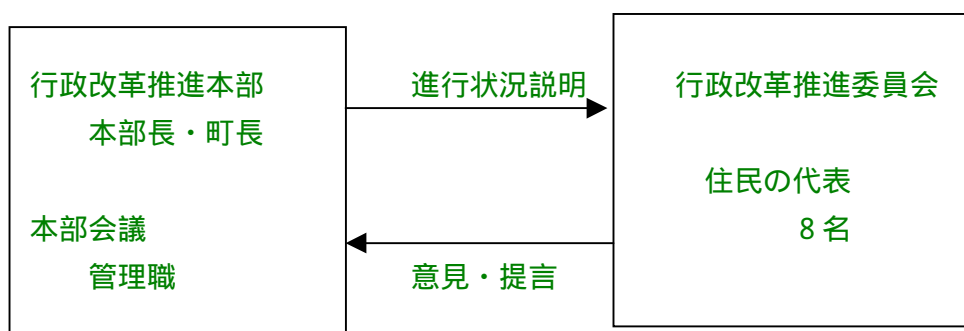
これまでも経費節減等において種々取り組んできましたが、今後の取り組みにおいても収入対策では、下水道普及率が57.8%と低いことから普及率の向上に重点を置くほか、2事業とも未収金の徴収対策を強化徹底し収納率の向上に努めます。

また、支出においては事業の見直しにより可能な限りの民間委託の推進と、組織の見直しを検討し給与等人件費の削減に努める等、健全な企業運営を行うための取り組みを積極的に進めます。

9 集中改革プラン推進体制（H19.3 全文追加）

集中改革プランの推進体制については、既に設置している行政改革推進本部（本部長 町長）及び住民代表で構成する「町行政改革推進委員会」が、併せて集中改革プランの実施状況を検討する組織体制と位置づけ、プランの進行状況を説明のうえ意見や提言をいただくものとする。

尚、検討会議の開催は、行政改革推進委員会の開催に併せ、毎年1回とするが必要に応じて臨時に開催することが出来るものとする。



2 組織・機構の見直し

(単位：千円)

番号	推 進 項 目 及 び 内 容	効 果 額 (計 画 額)					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合 計
1	管理職減員 (給食センター長兼務 係長配置)	233	233	233	233	233	1,165
2	町内小学校の統合検討	(教育環境の充実)					
3	課設置の見直し (管理職2名減員 [企画調整課長 介護対策室長])	(事務の効率化・経費削減)					
4	湯ノ里保育所民営化の検討	(施設運営の効率化)					
5	町史編纂嘱託職員の廃止			2,029	2,029	2,029	6,087
6	課の統合による人件費負担区分の変更 (建設水道課長人件費を特別会計負担)			10,621	10,621	10,621	31,863
	合 計	233	233	12,883	12,883	12,883	39,115

3 民間委託等の推進

(単位：千円)

番号	推 進 項 目 及 び 内 容	効 果 額 (計 画 額)					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合 計
1	公務補業務の民間委託(湯ノ里小学校)	(退職不補充と重複)					
2	指定管理者制度による施設管理委託(こもれび温泉、青少年交流センター)	(事務の効率化・経費削減)					
3	民間委託業務の総点検(委託料等の見直し)			2,840	2,840	2,840	8,520
4	運転業務の民間委託(運転・公務補業務完全委託)	(事務の効率化・経費削減)					
5	町内会館の運営管理見直し	(施設運営の効率化・経費削減)					
6	町事務事業での新規民間委託の検討	(事務の効率化・経費削減)					
	合 計	0	0	2,840	2,840	2,840	8,520

4 職員の定員管理及び給与等の適正化

(単位：千円)

番号	推 進 項 目 及 び 内 容	効 果 額 (計 画 額)					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合 計
1	職員退職不補充 (17年度3名減員-退職4名・採用1名、18年度-退職1名 ・採用1名、19年度4名減員-退職4名、20年度1名減員-退職1名、 21年度1名減員-退職2名・採用1名分)	21,488	29,388	66,288	76,918	90,928	285,010
4	各種委員等日額報酬の見直し(会議4時間以内2分の1)	808	808	808	808	808	4,040
5	職員特殊勤務手当等諸手当見直し (18年度-保健師手当等廃止、19年度住宅手当等見直し)	0	480	480	480	480	1,920
6	管理職員手当の削減(手当5%削減)	0	1,045	1,045	1,045	1,045	4,180
7	収入役制度廃止	0	0	13,187	13,187	13,187	39,561
8	特別職報酬削減(職員削減に対応5%)	0	2,717	2,126	2,126	2,126	9,095
9	町議会議員の報酬削減(5%)と期末手当の連動削減			1,772	1,772	1,772	5,316
10	町議会議員旅費中、日当(3,000円)と車馬賃を廃止			856	856	856	2,568
	合 計	22,296	34,438	86,562	97,192	111,202	351,690

5 補助金等の整理合理化

(単位：千円)

番号	推 進 項 目 及 び 内 容	効 果 額 (計 画 額)					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合 計
1	納税奨励金等の廃止に伴う経過措置	1,252	1,602	1,602	1,602	1,602	7,660
2	町交通安全推進委員会等補助金削減	205	685	685	685	685	2,945
3	町単独補助基準・補助金の見直し(2~3%削減)	0	1,660	1,660	1,660	1,660	6,640
4	施設園芸栽培ハウス助成制度の廃止			450	450	450	1,350
5	高齢者に対する温泉入浴優待券枚数の削減(年間1人15枚→12枚)			980	980	980	2,940
	合 計	1,457	3,947	5,377	5,377	5,377	21,535

6 自主財源の確保対策

(単位：千円)

番号	推 進 項 目 及 び 内 容	効 果 額 (計 画 額)					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合 計
1	町有地処分 (17年 - 2件、18年 - 2件)	8,857	6,000	5,000	5,000	5,000	29,857
2	町有林処分 (間伐材)	90	0	0	0	0	90
3	町税・公共料金・使用料の徴収体制の見直し (徴収率3%アップ)	0	2,957	2,957	2,957	2,957	11,828
	合 計	8,947	8,957	7,957	7,957	7,957	41,775

7 推進項目実施計画集計表

(単位：千円)

番号	推進項目及び内容	効果額（計画額）						備考
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	
1	事務の効率化・経費削減	2,930	2,930	2,930	2,930	2,930	14,650	
2	組織・機構の見直し	233	233	12,883	12,883	12,883	39,115	
3	民間委託等の推進	0	0	2,840	2,840	2,840	8,520	
4	職員の定員管理及び給与等の適正化	22,296	34,438	86,562	97,192	111,202	351,690	
5	補助金等の整理合理化	1,457	3,947	5,377	5,377	5,377	21,535	
6	自主財源の確保対策	8,947	8,957	7,957	7,957	7,957	41,775	
	(H20.11月 改訂後)合計 (A)	35,863	50,505	118,549	129,179	143,189	477,285	
	(当初計画) 合計 (B)	35,863	50,505	100,051	110,681	124,691	421,791	
	(A) - (B)	0	0	18,498	18,498	18,498	55,494	